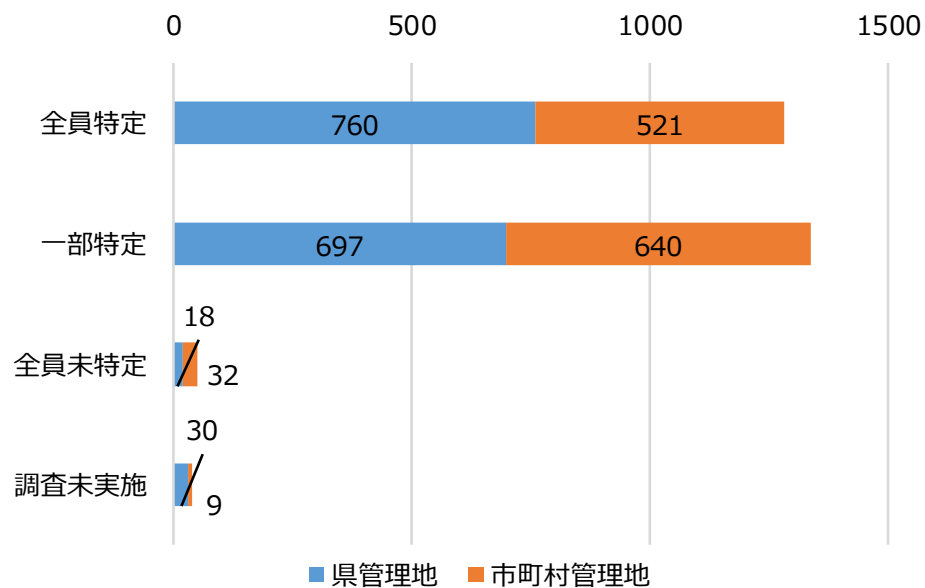


2-3. 所有者情報からの整理・分析

(1) 隣接地主の特定状況

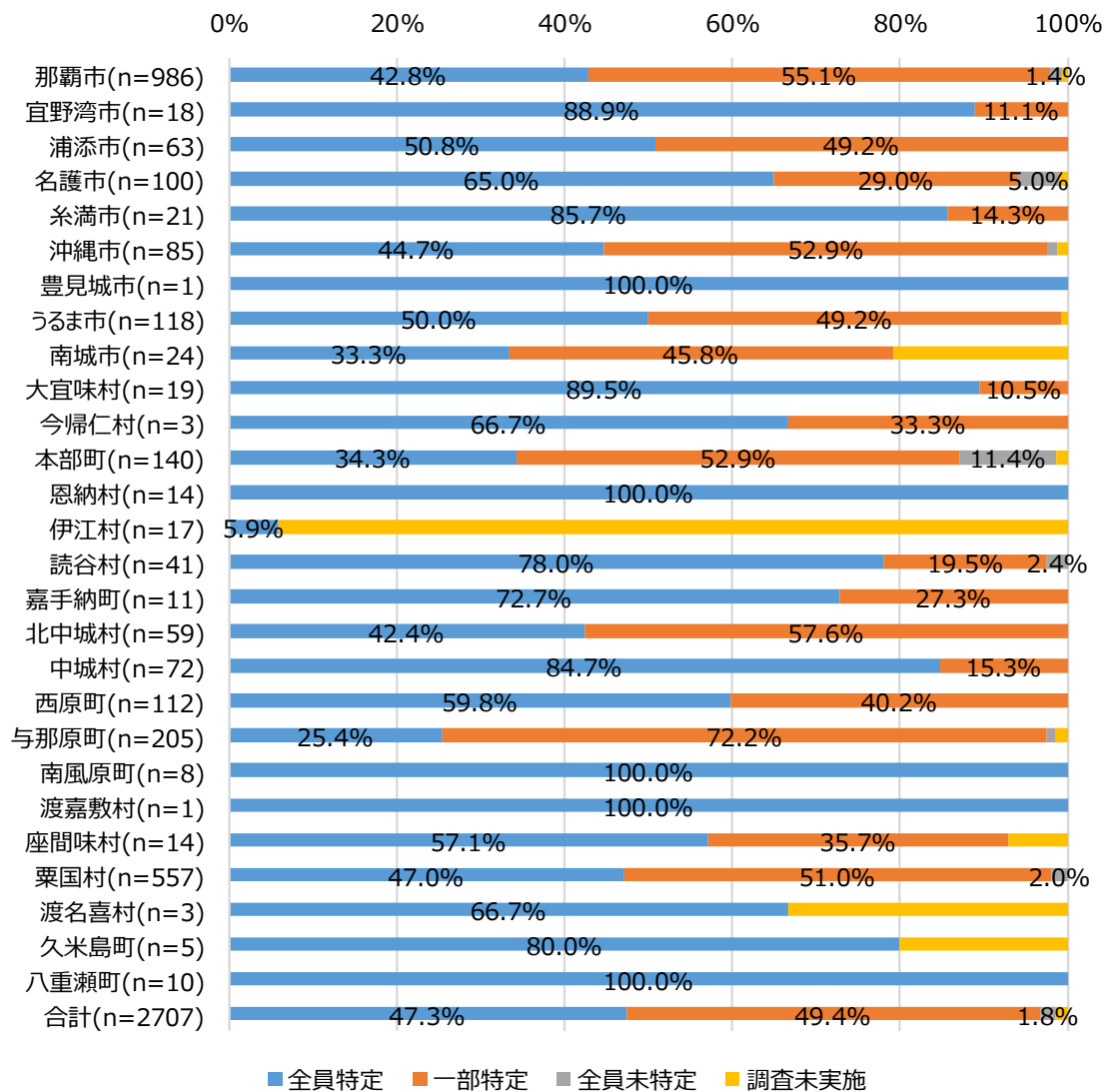
全所有者不明土地 2,707 筆のうち、全隣接地主を特定できた土地は 1,281 筆（47.3%）であり、1 人以上の隣接地主を特定できていない筆は 1,387 筆（51.2%）と同程度存在する。

図表 46 隣接地主の特定状況（筆数）



所在市町村別に隣接地主の特定状況を見ると、1 人以上の隣接地主を特定できていない土地が 5 割を超えるのは那覇市、沖縄市、本部町、北中城村、与那原町、粟国村であり、総じて対象筆数の多い市町村で割合が高い傾向にある。

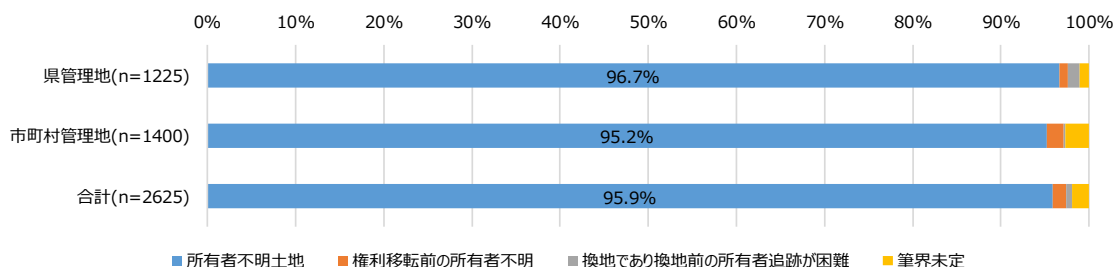
図表 47 所在市町村別の隣接地主の特定状況（筆数比率）



（２）隣接地主の不特定理由

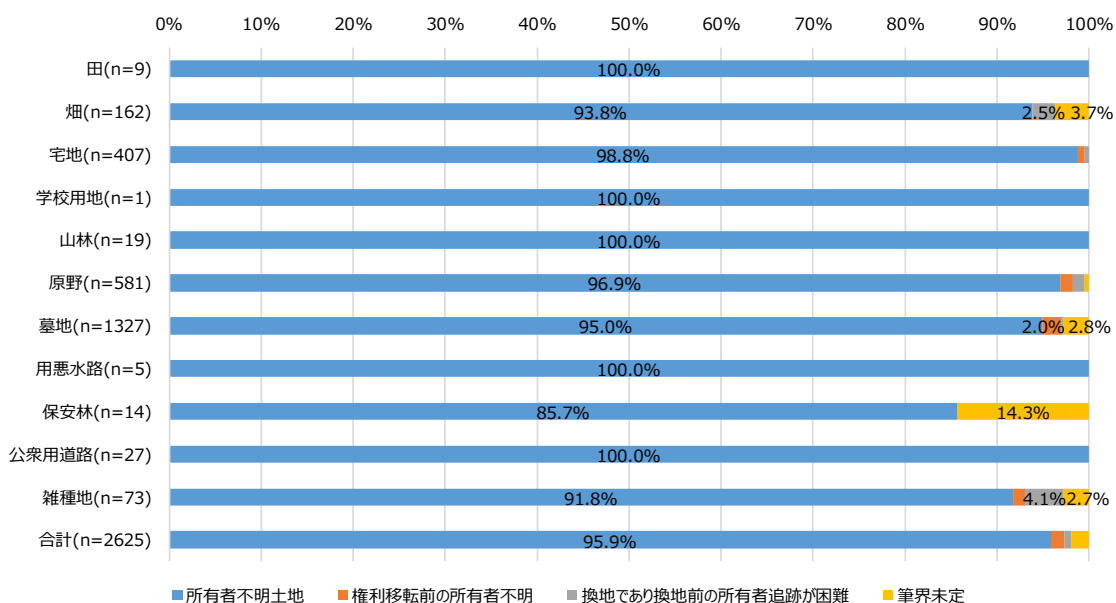
隣接地主を特定できない理由は、9割以上が「隣接地も所有者不明土地」であることから、所有者不明土地が集積して存在していることが想定される。

図表 48 隣接地主の不特定理由（筆数比率）



所有者不明土地のうち、地目「保安林」については、隣接地が筆界未定であるために、隣接地主の特定に至っていない割合が14.3%と、他の地目に比べて高い。

図表 49 地目別の隣接地主の不特定理由（筆数比率）



（３）隣接地主への聴取状況等

隣接地主への聴取から有力情報を得られた126筆のうち、現況「墓地等」が68筆、「山林・原野」が37筆であり、これらの現況が大半を占めている。また、有力情報のうち、中城村の地目「墓地」が34筆を占めている。

隣接地主1人以上への聴取が未実施の土地は、全所有者不明土地の7割に当たる1,927筆存在する。未聴取の隣接地主数は、4,587人にのぼり、その理由の多くは隣接地主の「所在地が不明」であることによる。

図表 50 所在市町村別の隣接地主への聴取状況等（筆数）／未聴取理由（人数）

	聴取済						未聴取	未聴取				所在地が不明
	全員	一部	有力情報		訪問するも不在	不在票入れず		不在票入れるも無連絡				
			あり	なし								
那覇市	792	176	616	28	785	173	1,795	295	82	213	1,221	
宜野湾市	16	5	11	0	16	2	21	8	0	8	9	
浦添市	57	35	22	0	57	6	74	37	0	37	30	
名護市	81	28	53	5	80	13	152	8	1	7	200	
糸満市	17	3	14	0	17	4	42	2	0	2	27	
沖縄市	79	31	48	2	77	4	94	11	0	11	74	
豊見城市	1	0	1	0	1	0	3	0	0	0	2	
うるま市	92	37	55	1	92	25	184	38	12	26	102	
南城市	11	3	8	0	11	8	41	3	0	3	29	
大宜味村	18	9	9	2	18	1	17	3	0	3	10	
今帰仁村	3	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	
本部町	119	95	24	11	116	3	58	12	0	12	23	
恩納村	13	13	0	0	13	1	2	0	0	0	0	
伊江村	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	
読谷村	36	13	23	5	33	4	55	18	0	18	31	
嘉手納町	11	3	8	0	11	0	15	2	0	2	13	
北中城村	56	25	31	3	55	3	61	4	0	4	33	
中城村	68	54	14	34	42	4	44	10	0	10	28	
西原町	108	36	72	21	100	4	165	43	8	35	81	
与那原町	136	43	93	10	134	64	457	59	1	58	268	
南風原町	6	4	2	0	6	2	28	1	0	1	26	
渡嘉敷村	1	0	1	0	1	0	2	0	0	0	2	
座間味村	13	3	10	0	13	0	23	0	0	0	23	
粟国村	485	65	420	2	485	61	1,229	294	23	271	690	
渡名喜村	2	0	2	0	2	0	6	0	0	0	6	
久米島町	3	2	1	1	3	1	8	0	0	0	3	
八重瀬町	9	5	4	0	9	1	10	1	0	1	2	
合計	2,234	691	1,543	126	2,181	384	4,587	849	127	722	2,834	

隣接地主 1 人以上への聴取が未実施 1,927 筆

図表 51 現況代表類型別の隣接地主への聴取状況等（筆数）／未聴取理由（人数）

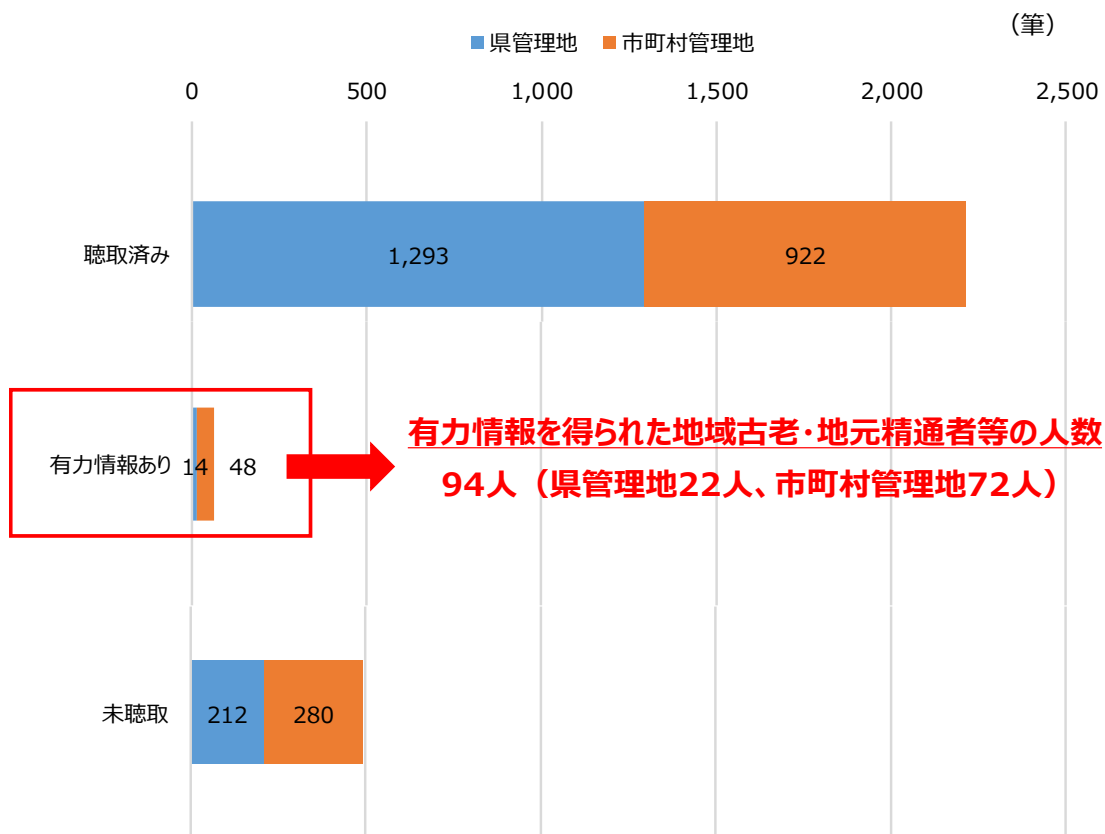
	聴取済					全員 未聴取	未聴取				所在地が不明
	全員	一部	有力情報		訪問するも不在		不在票 入れず	不在票入れるも 無連絡			
			あり	なし							
田・畑	67	20	47	4	65	5	117	31	2	29	57
住宅用地	283	53	230	1	282	70	604	63	1	62	439
店舗・事務所等用地	69	16	53	1	69	22	189	33	0	33	125
山林・原野	844	245	599	37	831	103	1,713	320	36	284	1,023
牧場	81	11	70	1	81	11	242	53	1	52	176
墓地等	474	159	315	68	440	88	998	236	83	153	583
公衆用道路	82	35	47	5	80	20	170	35	2	33	103
更地	86	37	49	5	85	12	120	32	1	31	60
駐車場	35	17	18	0	35	7	65	9	1	8	48
墓地	61	30	31	0	61	7	76	15	0	15	48
その他	30	18	12	3	30	2	36	11	0	11	22

注釈）筆数が少ない現況代表類型は掲載を省略。

(4) 地域古老・地元精通者等への聴取状況

地域古老・地元精通者等へ聴取を行った土地は 2,215 筆あり、このうち、有力情報を得られた土地は 62 筆（2.9%）、有力情報を得られた地域古老・地元精通者等の人数は 94 人である。市町村管理地では、有力情報を得られた土地が 48 筆存在し、県管理地の 14 筆よりも多く、有力情報を得られる確率が高い。

図表 52 地域古老・地元精通者等への聴取状況（筆数）



注釈) 「所有者不明土地に関する調査結果を整理するエクセル表の記載要領」では、「有力情報あり」とは、「聴取の結果、真の所有者の特定につながる情報をもたらした古老等の人数を計上。聴取した古老等が、他の土地について聴取した古老等と同一人物であっても延べ数として計上」するとされている。記載内容に基づき、地域古老・地元精通者等 1 人以上より有力情報が得られた土地について集計。

隣接地主からの聴取結果においても、中城村では有力情報を得られやすかったが、地域古老等においても有力情報を得られる割合が 35.5%と高い。

図表 53 地域古老・地元精通者等への聴取状況（筆数）

		聴取済み（筆数）		未聴取 （筆数）	合計 （筆数）
			有力情報あり（注釈） （筆数）	有力情報あり （人数）	
那覇市	筆数	678	1	1	986
	比率	68.8%	0.1%		31.2%
宜野湾市	筆数	17	0	0	18
	比率	94.4%	0.0%		5.6%
浦添市	筆数	57	1	1	63
	比率	90.5%	1.8%		9.5%
名護市	筆数	89	0	0	110
	比率	89.0%	0.0%		11.0%
糸満市	筆数	21	0	0	21
	比率	100.0%	0.0%		0.0%
沖縄市	筆数	70	2	2	85
	比率	82.4%	2.9%		17.6%
豊見城市	筆数	1	0	0	1
	比率	100.0%	0.0%		0.0%
うるま市	筆数	111	0	0	118
	比率	94.1%	0.0%		5.9%
南城市	筆数	19	0	0	24
	比率	79.2%	0.0%		20.8%
大宜味村	筆数	19	1	2	19
	比率	100.0%	5.3%		0.0%
今帰仁村	筆数	3	0	0	3
	比率	100.0%	0.0%		0.0%
本部町	筆数	135	7	12	140
	比率	96.4%	5.2%		3.6%
恩納村	筆数	2	0	0	14
	比率	14.3%	0.0%		85.7%
伊江村	筆数	1	1	1	17
	比率	5.9%	100.0%		94.1%
読谷村	筆数	40	2	4	41
	比率	97.6%	5.0%		2.4%
嘉手納町	筆数	11	0	0	11
	比率	100.0%	0.0%		0.0%
北中城村	筆数	59	0	0	59
	比率	100.0%	0.0%		0.0%
中城村	筆数	51	18	23	72
	比率	70.8%	35.3%		29.2%
西原町	筆数	85	7	9	112
	比率	75.9%	8.2%		24.1%
与那原町	筆数	173	2	4	205
	比率	84.4%	1.2%		15.6%
南風原町	筆数	8	1	1	8
	比率	100.0%	12.5%		0.0%
渡嘉敷村	筆数	1	0	0	1
	比率	100.0%	0.0%		0.0%
座間味村	筆数	13	0	0	14
	比率	92.9%	0.0%		7.1%
粟国村	筆数	535	15	28	557
	比率	96.1%	2.8%		3.9%
渡名喜村	筆数	2	0	0	3
	比率	66.7%	0.0%		33.3%
久米島町	筆数	4	1	3	5
	比率	80.0%	25.0%		20.0%
八重瀬町	筆数	10	3	3	10
	比率	100.0%	30.0%		0.0%
合計	筆数	2,215	62	94	2,707
	比率	81.8%	2.8%		18.2%

注釈）「有力情報あり」の定義は前図表と同様。

地域古老等への聴取が行われていない土地は 492 筆存在し、そのうち 308 筆は那覇市に存在する。那覇市の 308 筆のうち、125 筆は土地区画整理法に基づく換地処分がなされた土地である。

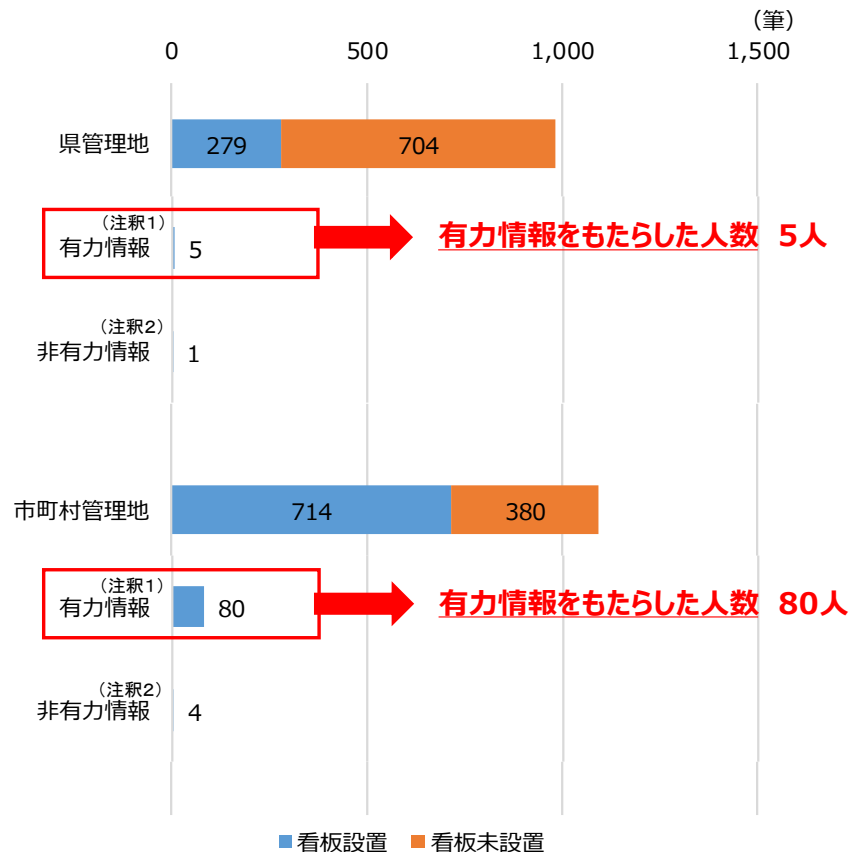
図表 54 所在市町村・措置内容別の地域古老等への未聴取の土地（筆数）

	登録地成	土地区画整理法 による換地処分	土地改良法による 換地処分	（所有者不明土 地からの分筆）	遺漏により表題部 新設	地域古老等への聴 取が行われていな い所有者不明土 地
那覇市	34	125	0	1	1	308
宜野湾市	0	0	0	0	0	1
浦添市	1	1	0	0	4	8
名護市	0	0	0	0	1	9
うるま市	0	0	0	0	0	5
本部町	1	0	0	0	0	8
恩納村	14	0	0	0	0	14
中城村	0	0	0	0	3	25
西原町	11	0	0	0	0	26
与那原町	0	0	0	5	0	28
粟国村	0	0	1	0	0	29

（５）看板設置状況等

県管理地及び市町村管理地それぞれにおいて、看板の設置を行った割合は市町村管理地の方が高い。看板を見て有力情報が寄せられた土地は 85 筆であり、そのうち 80 筆が市町村管理地である。

図表 55 看板設置状況及び寄せられた情報数（筆数）



注釈 1) 「所有者不明土地に関する調査結果を整理するエクセル表の記載要領」では、「有力情報」とは、「看板を見て寄せられ、真の所有者の特定につながった情報数（情報をもたらした人数）を計上。同一の情報でも複数人から寄せられれば、情報をもたらした人の数を計上」するとされている。記載内容に基づき、1人以上より有力情報が寄せられた土地について集計。

注釈 2) 「所有者不明土地に関する調査結果を整理するエクセル表の記載要領」では、「非有力情報」とは、「看板を見て寄せられたものの、真の所有者の特定にはつながらなかった情報数（情報をもたらした人数）を計上。同一の情報でも複数人から寄せられれば、情報をもたらした人の数を計上」するとされている。記載内容に基づき、1人以上より非有力情報が寄せられた土地について集計。

現況代表類型別では、現況「山林・原野」「墓地等」では、看板が設置されている土地が看板未設置の土地よりも多い。また、有力情報も現況「山林・原野」で14筆、「墓地等」で68筆と集中している。

図表 56 現況代表類型別の看板設置状況及び寄せられた情報数（筆数）



注釈) 「有力情報」の定義は前図表と同様。

(6) その他寄せられた情報の有無

新聞広告等を見て寄せられた情報は、西原町の墓地 3 筆のみであり、寄せられた情報はすべてが有力情報である。

図表 57 新聞広告等を見て寄せられた情報（筆数）

	地目	新聞広告等を見て寄せられた情報			情報なし
			有力情報を寄せられた土地（注釈）	有力情報をもたらした人数	
県管理地		0	0	0	1,505
市町村管理地		3	3	3	1,199
西原町	墓地	3	3	3	109

注釈）「所有者不明土地に関する調査結果を整理するエクセル表の記載要領」では、「有力情報」とは、「新聞広告等を見て寄せられ、真の所有者の特定につながった情報数（情報をもたらした人数）を計上。同一の情報でも複数人から寄せられれば、情報をもたらした人の数を計上」するとされている。記載内容に基づき、1 人以上より有力情報が寄せられた土地について集計。

巡回時に寄せられた情報は、名護市、沖縄市、中城村、与那原町の墓地で各 1 筆とごくわずかである。

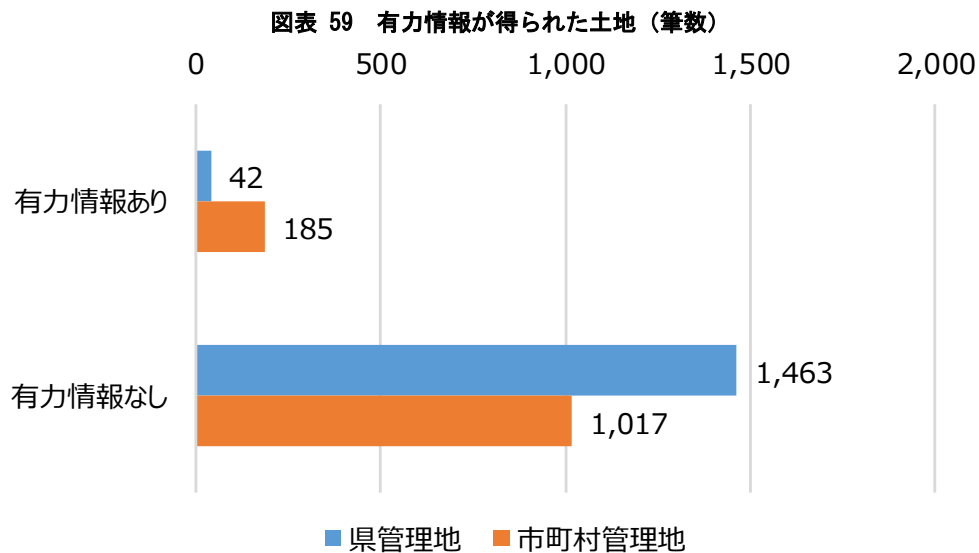
図表 58 巡回時の情報の有無（筆数）

	地目	巡回時に有力情報あり（注釈）	有力情報をもたらした人数	空欄
県管理地		0		803
市町村管理地		4	4	680
名護市	墓地	1	1	22
沖縄市	墓地	1	1	26
中城村	墓地	1	1	25
与那原町	墓地	1	1	54

注釈）「所有者不明土地に関する調査結果を整理するエクセル表の記載要領」では、「巡回時に有力情報あり」とは、「当該地の巡回の際に真の所有者の特定につながった情報を得た場合の情報数（情報をもたらした人数）を計上。同一の情報でも複数人から寄せられれば、情報をもたらした人の数を計上。」するとされている。記載内容に基づき、1 人以上より有力情報が寄せられた土地について集計。

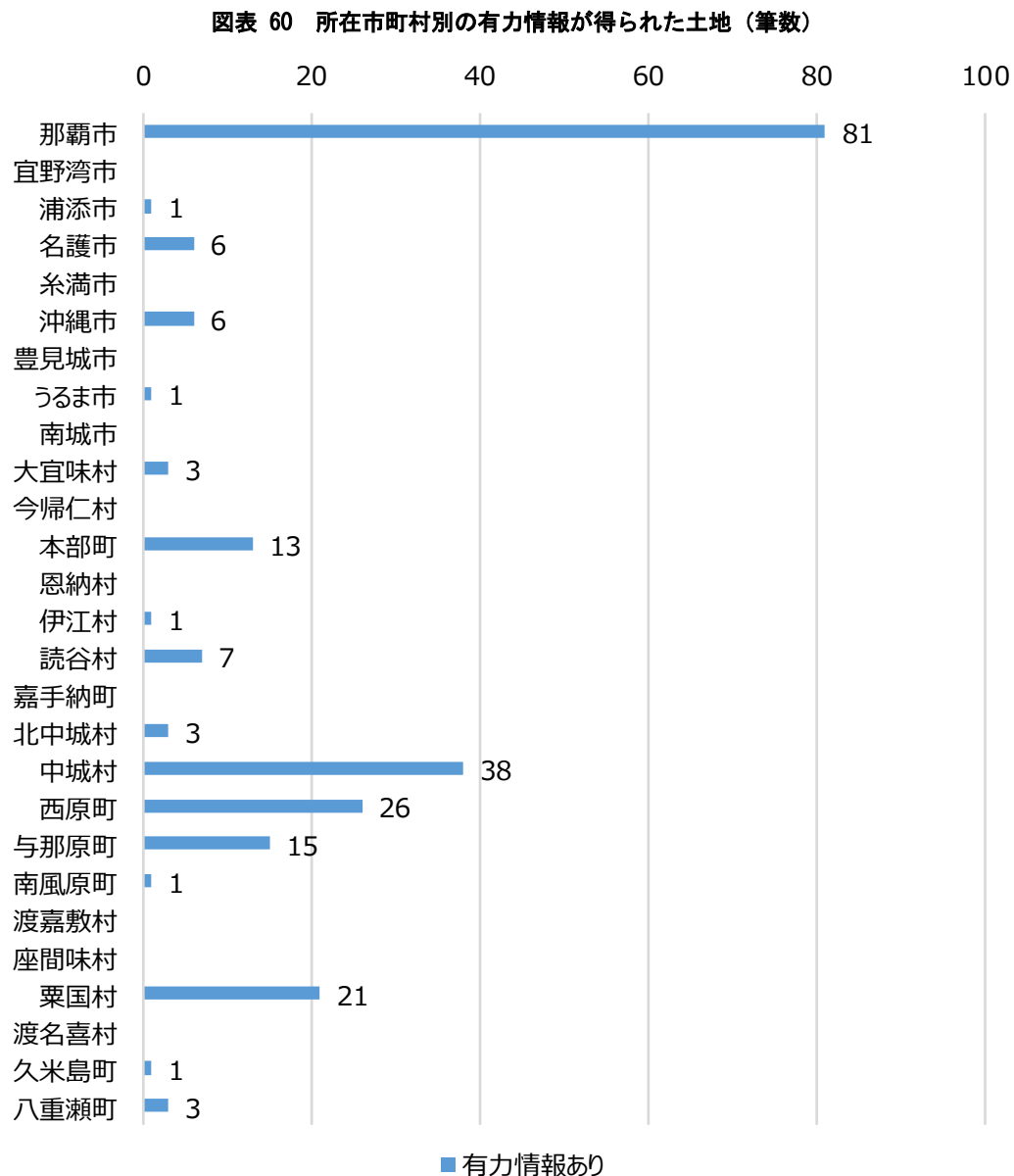
(7) 有力情報の有無

各種の方法で有力情報が得られた土地は 227 筆存在する。そのうち、県管理地 42 筆であるのに対し、市町村管理地は 185 筆と 4 倍以上に上る。



注釈) 隣接地主・地域古老等から得られた有力情報、看板・新聞広告を見て寄せられた有力情報、巡回時に寄せられた有力情報の 1 つでもあてはまるものを集計。複数の有力情報が得られた場合でも、何かしらの有力情報が得られた土地 1 筆として集計している。

所在市町村別にみると、那覇市では 81 筆で有力情報が得られており、有力情報を得られた土地 227 筆の約 3 割を占める。このほか、中城村、西原町、与那原町、粟国村で有力情報が多く得られている。なかでも、中城村では、有力情報を得られた土地は 38 筆であるが、中城村にある所有者不明土地は 72 筆であることから、約半数の土地で有力情報を得られている。



注釈）「有力情報が得られた土地」の定義は前図表と同様。